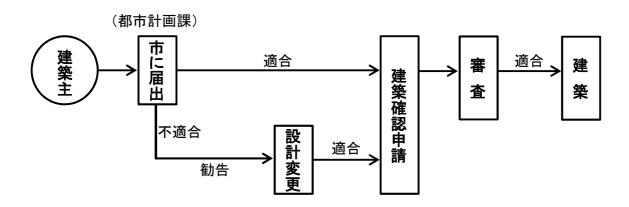
#### 西橋本一丁目地区 地区計画の概要 檜原村 相模湖駅 中央自動車道 JR中央本線 八王子市 **」**国道20号線 藤野駅 橋本駅 さがみ縦貫道路 国道413号線 津久井広域道路 京王相模原線 町田市 相模原駅 上野原市 矢部駅 淵野辺駅 JR横浜線 古淵駅 南橋本駅 国道16号線 国道413号線 - 町田駅 道志村 番田駅 国道412号線 国道129号線 原当麻駅 愛川町 東林間駅 西橋本一丁目地区 下溝駅 清川村 小田急相模原駅 大和市 J R 相模線・ 小田急江ノ島線 相武台下駅 小田急小田原線 山北町 座間市

#### 地区計画が定められた地区では

建築物の建築などを行おうとする場合には、建築確認申請に先立ち、これらの計画について 市に届出(着手する30日前まで)が必要となります。

### ○ 地区内で建物を建てる時には、次のような手続きが必要です。



## 地区計画についてのお問い合わせは・・・相模原市 都市計画課

相模原市中央区中央2-11-15 電話042-769-8247(直通) FAX042-754-8490 <u>Eメール toshikeikaku@city.sagamihara.kanagawa.jp</u>

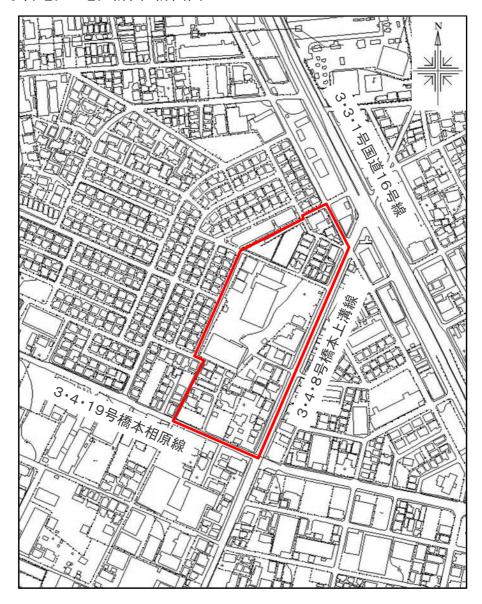
発行:相模原市

# 地区計画とまちづくり

西橋本一丁目地区は、JR横浜線及び相模線並びに京王相模原線橋本駅の南約1キロメートルに位置し、都市計画道路3・4・8号橋本上溝線及び都市計画道路3・4・19号橋本相原線の沿道で住環境と操業環境の調和が図られている地区です。このため、建築物等の計画的な誘導を図り、市街地環境を維持・保全することを目標とした地区計画が定められています。

このような地区計画の趣旨をご理解いただき、まちづくりへのご協力をお願いいたします。

### ▼西橋本一丁目地区 地区計画 計画図



#### ●地区の概要

地区計画区域(工業地域 200/60)

### ●壁面の位置の制限

道路境界線及び隣地境界線から0.5m以上

## 地区計画概要

#### 建築物の用途の制限

- ●建築基準法によって工業地域内に建築することができる建築物のうち、以下の建築物は、地区計画 によって建てることができません。(括弧書きの数字は、地区整備計画の番号と対応しています。)
- ・(1)マッチや可燃性ガスなどの製造を行う、危険性の大きい工場
- ・(2)火薬・爆薬、可燃性ガス、ガソリンなどの危険物を無制限に貯蔵・処理することが可能な施設
- ・(3)火葬場、と畜場
- ・(4) 最終処分場などの、廃棄物を再生・処分する施設
- ・(5)(6)(7)ボーリング場、カラオケボックス、ぱちんこ屋などの遊戯施設
- ・(8)展示場 (大規模多目的ホール)
- ・(9)畜舎(床面積15㎡を超えるもの)
- (10) 神社、寺院、教会
- ・(11)(12)遺体の保管・保存・修復作業を行う施設(いわゆる遺体安置所)
- ・(13)ペットの死体を焼却する施設や焼骨を収蔵する施設
- (14)墓地の管理事務所
- (15)納骨堂

#### 壁面の位置の制限

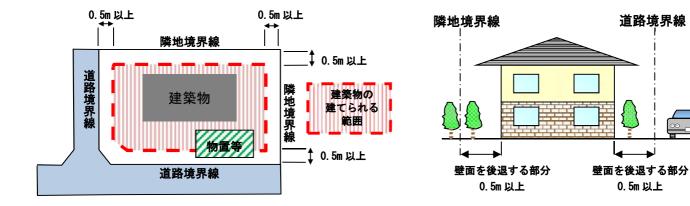
●建築物の壁や柱の面は、道路境界線及び隣地境界線から 0.5m以上後退します。

#### 【適用除外(後退部分に建築可能なもの)】

物置、車庫その他これらに類する用途に供する建築物で高さが3m以下で、かつ、軒の高さが 2.3m以下のもの

道路境界線

0.5m 以上



## 西橋本一丁目地区 地区計画 決定事項

(令和2年12月25日決定)

	名	称		西橋本一丁目地区地区計画
	位	置		相模原市緑区西橋本一丁目及び橋本台二丁目地内
	面	積		約3.3ha
地目	区:	計画	の標	本地区は、JR横浜線及び相模線並びに京王相模原線橋本駅の南約1キロメートルに位置し、都市計画道路3・4・8号橋本上溝線及び都市計画道路3・4・19号橋本相原線の沿道で住環境と操業環境の調和が図られている地区である。 都市計画マスタープランにおいては、本地区を「良好な住環境や操業環境の確保に向け適切な土地利用を図る地区」と位置付けていることから、本地区計画により建築物等の計画的な誘導を図り、住環境と操業環境の調和が図られた市街地環境を維持・保全することを目標とする。
区域の整備、開発及び保全の方針	土地方	也 利 用	の針	
		E 物 等 備 方		土地利用の方針の実現に向け、建築物等の用途、壁面の位置について制限する。

地 区 整 備 計 画	建築物等に関する事項を開かの物の	- 1 車券売場その他これらに類するもの
	壁面の位の制	展 での距離は、0.5メートル以上としなければならない。 ただし、物置、車庫その他これらに類する用途に供する建築物で、 高さが3メートル以下で、かつ、軒の高さが2.3メートル以下の ものについては、この限りでない。

「区域及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」